

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成八年十二月鳥取県条例第二十
二号。以下「条例」という。）の施行期日は、平成八年十二月二十四日とする。ただし、
条例第一条中職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）第十六条
の二第一項の改正規定の施行期日は、平成九年一月一日とする。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第二項ただし書の規則で定める
日を定める規則をここに公布する。

平成八年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第二項ただし書の規則で定
める日を定める規則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成八年十二月鳥取県条例第二十
二号）附則第二項ただし書の規則で定める日は、平成九年一月一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年十二月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十一号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）の一部を次
のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二系国係）

現 業 職 給 料 表

職務の級 号	1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	3 級 給料月額 円	4 級 給料月額 円
1	120,900	218,400	262,700	314,400
2	124,600	226,600	271,300	324,300
3	128,300	235,000	279,900	334,300
4	131,800	243,900	288,500	344,200
5	134,900	252,800	297,000	353,900
6	139,300	261,400	305,500	363,400
7	143,800	279,900	311,500	372,800
8	148,900	288,500	321,000	381,900
9	154,700	297,000	330,500	390,700
10	160,700	305,500	340,000	398,100
11	166,900	311,500	349,600	407,800
12	177,700	321,000	359,100	417,400
13	184,800	330,500	368,400	426,600
14	190,600	340,000	377,500	433,600
15	195,700	349,600	385,600	440,300
16	205,700	359,100	392,000	444,700
17	213,300	368,400	398,200	449,200
18	221,200	377,500	404,900	453,500
19	229,000	385,600	410,900	457,400
20	236,400	392,000	416,000	461,200
21	252,800	398,200	420,300	
22	261,400	402,400	424,600	
23	269,800	406,500	428,700	
24	278,200	410,500	432,600	

25	286,400	414,500	436,300	
26	297,000	418,400		
27	305,500	422,100		
28	313,900	425,700		
29	322,200			
30	329,900			
31	337,600			
32	345,000			
33	350,900			
34	356,400			
35	361,200			
36	365,200			
37	368,800			
38	372,200			
39	375,200			
40	378,200			
41	381,200			
42	384,300			
43	387,100			
44	389,900			

別表第一の三中「10,800円」を「10,900円」に、「1号給」から「6号給」まで「9,800円」を「11,200円」に、「11,300円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成八年四月一日から適用する。（最高号給を超える給料月額の内払等）

2 平成八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に適用されることとなる期間は、知事が定める。（切替期間における異動者の号給等）

3 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、知事の定める職員の、改正後の規則の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、知事が定める。

(給与の内払)

4 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

5 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額の内払表

1	級		2		3		4	
	旧給料月額 円	新給料月額 円	旧給料月額 円	新給料月額 円	旧給料月額 円	新給料月額 円	旧給料月額 円	新給料月額 円
390,700	392,700	427,100	429,300	437,700	440,000	462,600	465,000	
393,500	395,500	430,700	432,900	441,400	443,700	466,400	468,800	
396,300	398,300	434,300	436,500	445,100	447,400	470,200	472,600	
399,100	401,100	437,900	440,100	448,800	451,100	474,000	476,400	
401,900	403,900	441,500	443,700	452,500	454,800	477,800	480,200	

人事委員会規則

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成八年十二月二十四日

鳥取県人事委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十七号

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成八年十二月鳥取県条例第二十二号)附則第六項の規定に基づき、同項に規定する職員(以下「最高号給等職員」という。)の給料の切替え等に関し必要な事項を定めるものとする。

(号給等の切替え)

第二条 最高号給等職員のうち、平成八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日における号給又は給料月額(職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。))別表第三イの備考(二)又はロの備考(二)の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額(以下同じ。)が別表のイからチまでの表(以下「切替表」という。)の旧号給等欄に掲げられている職員の切替日における号給又は給料月額は、その者の切替日の前日における号給又は給料月額に対応する切替表の新号給等欄に定める号給又は給料月額とする。

(期間の通算)

第三条 前条の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員に対する切替日以後における最初の昇給規定(給与条例第四条第六項若しくは第八項ただし書又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号)附則第十四項の規定をいう。)の適用については、その者の切替日の前日における号給又は給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の切替日における号給又は給料月額を受ける期間に通算する。

(特定の最高号給等職員の切替え等)

第四条 最高号給等職員のうち、切替日の前日における給料月額が切替表の旧号給等欄に掲げられていない職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間については、人事委員会の定めるところによる。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、最高号給等職員の給料の切替え等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 最高号給等職員の号給等の切替表 (第二条関係)

イ 行政職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
16号給 円 188,700	16号給 円 190,800	19号給 円 244,900	19号給 円 247,800	32号給 円 323,900	32号給 円 325,600	28号給 円 372,700	28号給 円 374,600	26号給 円 390,700	26号給 円 392,700	24号給 円 427,100	24号給 円 429,300	22号給 円 437,700	22号給 円 440,000
190,300	192,400	246,900	249,800	326,100	327,800	375,100	377,000	393,500	395,500	430,700	432,900	441,400	443,700
191,900	194,000	248,900	251,800	328,300	330,000	377,500	379,400	396,300	398,300	434,300	436,500	445,100	447,400
193,500	195,600	250,900	253,800	330,500	332,200	379,900	381,800	399,100	401,100	437,900	440,100	448,800	451,100
195,100	197,200	252,900	255,800	332,700	334,400	382,300	384,200	401,900	403,900	441,500	443,700	452,500	454,800

8 級		9 級		10 級		11 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
21号給 円 462,600	21号給 円 465,000	18号給 円 500,700	18号給 円 502,800	15号給 円 525,700	15号給 円 527,600	15号給 円 595,900	15号給 円 597,600
466,400	468,800	505,000	507,100	530,300	532,200	600,700	602,400
470,200	472,600	509,300	511,400	534,900	536,800	605,500	607,200
474,000	476,400	513,600	515,700	539,500	541,400	610,300	612,000
477,800	480,200	517,900	520,000	544,100	546,000	615,100	616,800

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
33号給 円 355,700	33号給 円 358,200	36号給 円 390,500	36号給 円 392,500	35号給 円 423,600	35号給 円 426,500	30号給 円 435,200	30号給 円 438,200	26号給 円 442,700	26号給 円 445,000	24号給 円 466,500	24号給 円 468,900	22号給 円 475,200	22号給 円 477,700
358,300	360,800	393,200	395,200	426,500	429,400	438,200	441,200	445,900	448,200	470,100	472,500	478,900	481,400
360,900	363,400	395,900	397,900	429,400	432,300	441,200	444,200	449,100	451,400	473,700	476,100	482,600	485,100
363,500	366,000	398,600	400,600	432,300	435,200	444,200	447,200	452,300	454,600	477,300	479,700	486,300	488,800
366,100	368,600	401,300	403,300	435,200	438,100	447,200	450,200	455,500	457,800	480,900	483,300	490,000	492,500
8 級		9 級		10 級									
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等								
21号給 円 497,200	21号給 円 499,800	18号給 円 512,500	18号給 円 514,700	15号給 円 535,000	15号給 円 536,900								
501,000	503,600	516,600	518,800	539,400	541,300								
504,800	507,400	520,700	522,900	543,800	545,700								
508,600	511,200	524,800	527,000	548,200	550,100								
512,400	515,000	528,900	531,100	552,600	554,500								

ハ 教育職給料表 (一) の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
40号給 円	40号給 円	36号給 円	33号給 円	24号給 円	23号給 円	15号給 円	15号給 円
367,900	370,400	465,400	468,000	517,300	519,900	540,500	543,000
370,100	372,600	468,400	471,000	521,500	524,100	545,100	547,600
372,300	374,800	471,400	474,000	525,700	528,300	549,700	552,200
374,500	377,000	474,400	477,000	529,900	532,500	554,300	556,800
376,700	379,200	477,400	480,000	534,100	536,700	558,900	561,400

ニ 教育職給料表 (二) の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
33号給 円	33号給 円	39号給 円	36号給 円	28号給 円	26号給 円	15号給 円	15号給 円
319,200	321,500	451,000	453,500	483,000	485,900	512,100	514,700
321,300	323,600	453,600	456,100	486,000	488,900	516,200	518,800
323,400	325,700	456,200	458,700	489,000	491,900	520,300	522,900
325,500	327,800	458,800	461,300	492,000	494,900	524,400	527,000
327,600	329,900	461,400	463,900	495,000	497,900	528,500	531,100

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
32号給 円 309,900	32号給 円 312,700	31号給 円 377,800	29号給 円 380,000	27号給 円 448,900	25号給 円 451,200	24号給 円 500,400	23号給 円 502,500	23号給 円 595,300	23号給 円 597,000
312,400	315,200	381,000	383,200	452,400	454,700	504,400	506,500	599,500	601,200
314,900	317,700	384,200	386,400	455,900	458,200	508,400	510,500	603,700	605,400
317,400	320,200	387,400	389,600	459,400	461,700	512,400	514,500	607,900	609,600
319,900	322,700	390,600	392,800	462,900	465,200	516,400	518,500	612,100	613,800

ハ 医療職給料表 (一) の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
21号給 円 413,800	18号給 円 418,500	26号給 円 526,700	24号給 円 529,400	26号給 円 585,700	24号給 円 588,100	20号給 円 620,800	20号給 円 622,600
416,900	421,600	530,400	533,100	590,000	592,400	625,600	627,400
420,000	424,700	534,100	536,800	594,300	596,700	630,400	632,200
423,100	427,800	537,800	540,500	598,600	601,000	635,200	637,000
426,200	430,900	541,500	544,200	602,900	605,300	640,000	641,800

ト 医療職給料表(二)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
23号給 円	23号給 円	28号給 円	28号給 円	30号給 円	30号給 円	27号給 円	27号給 円	23号給 円	23号給 円	20号給 円	20号給 円	17号給 円	17号給 円
241,600	244,500	306,500	309,000	374,400	377,000	393,300	396,000	432,100	435,000	462,600	465,000	502,800	504,900
243,600	246,500	308,700	311,200	376,800	379,400	396,100	398,800	435,700	438,600	466,400	468,800	507,100	509,200
245,600	248,500	310,900	313,400	379,200	381,800	398,900	401,600	439,300	442,200	470,200	472,600	511,400	513,500
247,600	250,500	313,100	315,600	381,600	384,200	401,700	404,400	442,900	445,800	474,000	476,400	515,700	517,800
249,600	252,500	315,300	317,800	384,000	386,600	404,500	407,200	446,500	449,400	477,800	480,200	520,000	522,100

チ 医療職給料表(三)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
41号給 円	41号給 円	38号給 円	38号給 円	31号給 円	31号給 円	28号給 円	28号給 円	24号給 円	24号給 円	22号給 円	22号給 円	19号給 円	19号給 円
325,300	327,300	375,300	377,500	403,200	405,900	415,400	418,300	436,200	439,200	497,500	500,000	522,900	524,900
327,500	329,500	377,700	379,900	405,700	408,400	418,000	420,900	438,900	441,900	501,200	503,700	526,900	528,900
329,700	331,700	380,100	382,300	408,200	410,900	420,600	423,500	441,600	444,600	504,900	507,400	530,900	532,900
331,900	333,900	382,500	384,700	410,700	413,400	423,200	426,100	444,300	447,300	508,600	511,100	534,900	536,900
334,100	336,100	384,900	387,100	413,200	415,900	425,800	428,700	447,000	450,000	512,300	514,800	538,900	540,900

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十八号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、現に受ける給料月額又はこれに相当する給料月額を受けるに至つたときから人事委員会の定める事由以外の事由によつて昇給期間（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間）の六分の一に相当する期間の日数を勤務していない職員その他人事委員会の定める事由に該当する職員については、その勤務成績についての証明が得られないものとして取り扱うものとする。

第十条の二を次のように改める。

第十条の二 削除

第十三条第二号中「勤務日等」の下に「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年十二月鳥取県条例第三十五号。以下「勤務時間条例」という。）第十二条第一項及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年十二月鳥取県条例第三十六号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第十条第一項に規定する勤務日等をいう。」を、「休日等」の下に「給与条例第十二条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。」を加え、同号(1)中「第十条の二第一項第一号(5)及び

(6)に規定する休職」を「人事委員会が定めるもの」に改め、同号(3)中「勤務時間規則」を「職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十五号。以下「勤務時間規則」という。）」に、「県費負担教職員勤務時間規則」を「県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十七号。以下「県費負担教職員勤務時間規則」という。）」に改める。
第十七条第一項中「職務専念特例規則」を「職務に専念する義務の特例に関する規則（平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十六号。以下「職務専念特例規則」という。）」に改める。
第十八条中「よりも第十条の二第二項に規定する調整による方が有利」を「を行うことが第十条第二項の規定によるよりも不利」に、「行なわない」を「行わない」に改める。

別表第二の一の表中

兵役期間（引き続き海外によく留置されていた期間を含む。）

と認めら	十割	官公庁等及び民間における企業体、団体等に勤務中応召又は入営した期間については、応召又は入営前の経歴の換算率によることができる。
八割		を削り、 国立の学校、公習所、私立学校及び各種学校の在学の場合の在学正規の在学期間 営した期間

直接関係があるもの

その他のもの

<p>立の学校又は講法による学校及学期間(中途退期間を含む)。</p>	<p>中に応召又は入</p>	<p>十割</p>	<p>定時制の高校又は大学の夜間の学校の在学期間については、同資格学校の通常の課程における修業年と定時制の高校又は大学の夜間の部等の修業年限との比を在学期間に乗じて得た期間とする。</p>
<p>期 学 限 の 部 を</p>		<p>国立の学校、公立の学校又は講習所、私立学校法による学校及び各種学校の在学期間(中途退学の場合の在学期間を含む)。</p>	<p>十割</p>
<p>の高校又は大学の夜間の学部学期間については、同資格の通常の課程における修業年限の高校又は大学の夜間の学修業年限との比を在学した期じて得た期間とする。</p>		<p>に、 その他の期間(兵役期間以外の期間から引き続き海外によく留されていた期間を含む)。</p>	<p>を</p>
<p>その他の期間</p>	<p>官公庁等及び民間における企業団体等に勤務中海外によく留る期間については、よく留前の経換算率によることができる。 部局内の他の職員との均衡を著失する場合は「五割」とすることができる。</p>	<p>に、</p>	<p>を</p>

<p>体、 歴の しく とが</p>	<p>を 部局内の他の職員との均衡を著しく失する場合は「五割」とすることができる。</p>	<p>を「行い」に改め、同表の注に次のように加える。</p>	<p>五 経歴の種類欄の「その他の期間」の区分中「その他のもの」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で人事委員会 が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の 率を人事委員会が別に定める。</p>	<p>に改め、同表の注三中「行ない」</p>																						
<table border="1"> <tr><td>三</td></tr> <tr><td>九</td></tr> <tr><td>五</td></tr> <tr><td>一</td></tr> <tr><td>四</td></tr> <tr><td>四</td></tr> <tr><td>一</td></tr> <tr><td>八</td></tr> <tr><td>三</td></tr> <tr><td>二</td></tr> <tr><td>二</td></tr> </table>	三	九	五	一	四	四	一	八	三	二	二	<table border="1"> <tr> <td>理学療法士 及び作業療 法士</td> <td>短大三卒</td> <td>大学卒</td> </tr> <tr> <td>理学療法士 及び作業療 法士</td> <td>短大三卒</td> <td></td> </tr> </table>	理学療法士 及び作業療 法士	短大三卒	大学卒	理学療法士 及び作業療 法士	短大三卒		<table border="1"> <tr> <td>別表第三の十六中 理学療法士 及び作業療 法士</td> <td>短大三卒</td> <td>〇</td> <td>一</td> <td>一</td> <td>五</td> <td>六</td> </tr> </table>	別表第三の十六中 理学療法士 及び作業療 法士	短大三卒	〇	一	一	五	六
三																										
九																										
五																										
一																										
四																										
四																										
一																										
八																										
三																										
二																										
二																										
理学療法士 及び作業療 法士	短大三卒	大学卒																								
理学療法士 及び作業療 法士	短大三卒																									
別表第三の十六中 理学療法士 及び作業療 法士	短大三卒	〇	一	一	五	六																				

○	
一	
一	○
五	五
六	五
三	三
九	八
五	五
一	一
四	三
四	四
一	一
八	七
三	三
二	二
一	〇

める。

別表第九を次のように改める。

別表第九(第三条の二関係)

医療職給料表(一)初任給基準表

職 種		初 任 給
医師及び歯科医師	学 歴	免 許
	大 学 卒	一級十号給
新 大 卒	大 学 院 博 士 課 程 修 了	一級十号給
	大 六 卒	一級五号給

別表第十中

理学療法士及び作業療法士	短大三卒	一級六号給
--------------	------	-------

を

理学療法士及び作業療法士

短大三卒	大学卒	二級二号給
短大三卒	大学卒	一級六号給

に改める。

別表第十二中「及び休職事由条例」を「及び職員の休職の事由を定める条例(昭和五十六年三月鳥取県条例第七号。以下「休職事由条例」という。)」に改める。

に改

別表第十四行政職給料表の項四級の欄中「一七号給」を「一六号給」に改め、同項六

級の欄中「二八号給」を「一七号給」に改め、同表公安職給料表の項中

「一三号給」

「二二号給」を「二二号給 二〇号給」に改め、同項四級の欄中「二三号給」を

「二四号給」に改め、同表教育職給料表(一)の項中

「一五号給 二六号給 一二号給」

「二三号給 二三号給 一一号給」を「二三号給 一四号給」に改め、同表教育職給料表(二)の項中

「二八号給 一六号給」を「二五号給 一四号給」に改め、同表研究職給料表の項

中「一五号給 一五号給 一〇号給」を「一三号給 二二号給 八号給」に

改め、同表医療職給料表(一)の項中「一四号給 一五号給 二〇号給」を「一二号

給 一三号給 一八号給」に改め、同表医療職給料表(二)の項一級の欄中「二二号給」

を「二一号給」に改め、同項三級の欄中「一九号給」を「一八号給」に改め、同表医療

職給料表(三)の項中「二六号給 二三号給 一六号給」を「一五号給 一二号給

「一五号給」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第九及び別表第十

を「二一号給」に改め、同項三級の欄中「一九号給」を「一八号給」に改め、同表医療

職給料表(三)の項中「二六号給 二三号給 一六号給」を「一五号給 一二号給

「一五号給」に改める。

「一五号給」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第九及び別表第十

四の規定は、平成八年四月一日から適用する。
(初任給に関する特例)

2 平成八年四月一日以後に新たに職員となり、給料月額決定について改正後の規則第三条の二本文の規定の適用を受けることとなる者のうち、同条本文の規定による号給(改正後の規則第四条第一項及び第五条第一項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができるとされている号給並びに改正後の規則第四条第二項及び第五条第二項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることとされている号給を除く。以下この項及び次項において「基礎号給」という。)が附則別表第一の基礎号給欄に掲げる号給となる職員の新たに職員となった日(次項及び附則第四項において「採用日」という。)における給料月額を、改正後の規則第三条の二本文の規定にかかわらず、基礎号給に対応する同表の採用時期欄に定める期間、同表の基礎号給欄に掲げる号給の区分及び採用時期欄に掲げる期間の区分に対応する同表の初任給欄に定める号給とする。この場合において、当該号給からの最初の昇給の予定の時期は、その者の基礎号給に応じて、附則別表第二の採用時期欄に掲げる期間の区分に対応する同表の昇給予定時期欄に定める時期とする。

3 平成八年四月一日以後に新たに職員となり、附則別表第三に掲げる職務の級に決定された者のうち、その者の給料月額決定について改正後の規則第四条及び第五条の規定の適用を受けることとなる職員で次の各号に掲げるものの採用日における給料月額は、改正後の規則第四条及び第五条の規定にかかわらず、採用日の前日から、改正後の規則第四条及び第五条の規定による号給の号数から基礎号給の号数を差し引いた数の年数(以下この項において「調整年数」という。)をさかのぼった日(人事委員会の定める場合にあつては、人事委員会の定める日。以下この項において「採用されたとみなす日」という。)に、採用日において決定された職務の級と同一の職務の級に決定され、かつ、引き続き在職したものとみなして、当該各号に定める号給を基礎として、昇給、給料の切替え等の規定を適用した場合に採用日に受けることとなる号給又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成八年十二月鳥取県条例第二十二号。附則第六項において「改正条例」という。) 附則別表のイからニまでの

表(附則第七項及び第十項において「切替表」という。)の暫定給料月額欄に定める給料月額(以下「暫定給料月額」という。)とする。

一 採用されたとみなす日が平成八年四月一日前となる職員 採用されたとみなす日における職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第三条の二本文の規定による号給(同規則第四条第一項及び第五条第一項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができるとされている号給並びに改正後の規則第四条第二項及び第五条第二項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることとされている号給を除くものとし、採用日の前日から調整年数をさかのぼった日が人事委員会の定める日以前となる職員にあつては、人事委員会の定める号給とする。)

二 基礎号給が附則別表第一の基礎号給欄に掲げる号給となる職員のうち、採用されたとみなす日が基礎号給に対応する同表の採用時期欄に定める期間内にある職員 採用されたとみなす日に新たに職員となったものとみなして前項の規定を適用した場合に得られる号給

4 前項の規定により給料月額を決定されることとなる職員のうち、同項の規定の適用上採用日に受けることとなる号給を受けることとなったとみなすことのできる日が採用日前となる職員については、採用日後の最初の昇給に係る昇給期間を当該みなすことのできる日から採用日の前日までの期間に相当する期間短縮することができる。

5 附則第二項又は第三項の規定により給料月額を決定されることとなる職員については、改正後の規則第二十一条第一号から第二号までの規定は適用しない。

6 改正条例附則第八項の規定の適用を受ける職員又は降格の特例(改正条例附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する改正後の規則第八条の四又は第八条の五の規定の適用については、昇格又は降格の日の前日において同項の規定の適用がないものとした場合に受けることとなる給料月額を同日において受けていたものとみなす。

7 暫定給料月額を受ける職員を昇格させ、又は降格させた場合(改正後の規則第九条第一項に規定する異動をしたことにより昇格させ、又は降格させた場合を除く。)に(暫定給料月額を受ける職員の昇格又は降格の場合の給料月額の特例等)

7 暫定給料月額を受ける職員を昇格させ、又は降格させた場合(改正後の規則第九条第一項に規定する異動をしたことにより昇格させ、又は降格させた場合を除く。)に

おけるその者の給料月額、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給料月額とする。

一 当該昇格の直前に受けていた暫定給料月額に対応する切替表の新号給欄に定める号給（以下「新号給」という。）が昇格した職務の級の最低の号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）に達しない号給である場合昇格した職務の級の最低の号給

二 当該昇格又は降格の直前に受けていた暫定給料月額に対応する新号給を当該昇格又は降格の日の前日に受けていたものとみなして改正後の規則第八条の四又は第八条の五の規定を適用した場合に得られる号給（以下この項において「みなし号給」という。）が切替表の暫定給料月額欄に給料月額の定めのある新号給である場合（前号に該当する場合を除く。） みなし号給に対応する暫定給料月額（当該昇格又は降格がなかったものとした場合に当該昇格又は降格の日前の暫定給料月額を受けることがなくなる日以後にあつては、みなし号給）

三 みなし号給が切替表の暫定給料月額欄に給料月額の定めのある新号給以外の新号給である場合（第一号に該当する場合を除く。） みなし号給

8 前項第三号の規定により昇格又は降格後の号給を決定された職員が当該昇格又は降格後の最初の昇給に係る昇給期間は、当該昇格又は降格がなかったものとした場合に当該昇格又は降格の日以後暫定給料月額を受けることとなる期間に相当する期間を加えた期間とする。

9 暫定給料月額を受けることがなくなった日に昇格し、又は降格した職員（改正後の規則第九条第一項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員を除く。）に対する改正後の規則第八条の四又は第八条の五の規定の適用については、当該昇格又は降格の日の前日に受けていた暫定給料月額に対応する新号給を同日において受けていたものとみなす。

（暫定給料月額を受ける職員の特別昇給の特例等）

10 暫定給料月額を受ける職員に対する改正後の規則第十二条第一項又は第十四条の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給料月額をこ

れらの規定による昇給（以下この項及び次項において「特別昇給」という。）の直前の給料月額の直近上位の給料月額とみなす。

一 特別昇給の直前に受けていた暫定給料月額に対応する新号給の一号給上位の号給（以下「一号給上位号給」という。）が切替表の暫定給料月額欄に給料月額の定めのある新号給である場合 一号給上位号給に対応する暫定給料月額（当該特別昇給がなかったものとした場合に特別昇給の日前の暫定給料月額を受けることがなくなる日以後にあつては、一号給上位号給）

二 一号給上位号給が切替表の暫定給料月額欄に給料月額の定めのある新号給以外の新号給である場合 一号給上位号給

11 前項第二号の規定により一号給上位号給を特別昇給の直前の給料月額の直近上位の給料月額とされた職員の当該特別昇給後の最初の昇給に係る昇給期間は、当該特別昇給がなかったものとした場合に当該特別昇給の日以後暫定給料月額を受けることとなる期間に相当する期間を加えた期間とする。

12 前二項の規定は、暫定給料月額を受ける職員を改正後の規則第十五条の規定により昇給させる場合について準用する。この場合において、同条の規定により一号給上位号給を超える号給に昇給させるときは、それぞれ直近上位の給料月額への昇給が順次行われるものとして取り扱うものとする。

（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則附則第八項の規定の適用の読替え）

13 平成八年四月一日から同年十二月三十一日までの間、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成四年三月鳥取県人事委員会規則第八号）附則第八項中「号給」とあるのは「号給又は給料月額とされる職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成八年十二月鳥取県条例第二十二号）附則別表のイからニまでの表の暫定給料月額欄に定める額」とする。

（期間の通算）

14 平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に新たに職員となった者のうち、改正後の規則別表第九医師及び歯科医師の新大六卒の項の適用を受けるものにつ

については、その者の最初の昇給期間に於いて三月を標準とするものとす。

15 附則第二項から前項までの定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表第一 (附則第二項、附則第三項関係)

給料表	基礎号給	採用時期	初任給
教育職給料表(一)	2級9号給	平成8年4月1日から 平成10年3月31日まで	2級8号給
教育職給料表(二)	2級12号給	平成8年4月1日から 平成10年3月31日まで	2級11号給
医療職給料表(一)	1級10号給	平成8年4月1日から 平成11年3月31日まで	1級9号給

備考 この表の適用を受ける職員のうち、この表による場合には都局内の他の職員との均衡を失うと認められる人事委員会の定める職員に対するこの表の適用については、人事委員会が別に定める。

附則別表第二 (附則第二項関係)

給料表	基礎号給	教育職給料表(一)	教育職給料表(二)	医療職給料表(一)
採用時期		2級9号給	2級12号給	1級10号給
昇給予定時期		昇給予定時期	昇給予定時期	昇給予定時期
平成8年4月1日から 平成8年6月30日まで		平成8年10月1日	平成8年10月1日	平成9年1月1日
平成8年7月1日から 平成8年9月30日まで		平成9年1月1日	平成9年1月1日	平成9年4月1日
平成8年10月1日から 平成8年12月31日まで		平成9年4月1日	平成9年4月1日	平成9年7月1日
平成9年1月1日から 平成9年3月31日まで		平成9年7月1日	平成9年7月1日	平成9年10月1日
平成9年4月1日から 平成9年6月30日まで		平成9年7月1日	平成9年7月1日	平成9年10月1日

平成9年7月1日から 平成9年9月30日まで	平成9年10月1日	平成9年10月1日	平成10年1月1日
---------------------------	-----------	-----------	-----------

平成9年10月1日から 平成9年12月31日まで	平成10年1月1日	平成10年1月1日	平成10年4月1日
-----------------------------	-----------	-----------	-----------

平成10年1月1日から 平成10年3月31日まで	平成10年4月1日	平成10年4月1日	平成10年7月1日
-----------------------------	-----------	-----------	-----------

平成10年4月1日から 平成10年6月30日まで			平成10年7月1日
-----------------------------	--	--	-----------

平成10年7月1日から 平成10年9月30日まで			平成10年10月1日
-----------------------------	--	--	------------

平成10年10月1日から 平成10年12月31日まで			平成11年1月1日
-------------------------------	--	--	-----------

平成11年1月1日から 平成11年3月31日まで			平成11年4月1日
-----------------------------	--	--	-----------

備考 この表の適用を受ける職員のうち、この表による場合には都局内の他の職員との均衡を失うと認められる人事委員会の定める職員に対するこの表の適用については、人事委員会が別に定める。

附則別表第三 (附則第三項関係)

給料表	職務の級
教育職給料表(一)	2級
教育職給料表(二)	2級
医療職給料表(一)	1級

職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十九号

職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第2条関係)

イ 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	5,100円
2 級	6,500円
3 級	8,500円。ただし、1号給8,316円
4 級	9,800円
5 級	10,200円
6 級	10,900円
7 級	11,300円
8 級	11,900円
9 級	13,000円

10 級	13,800円
11 級	15,700円

ロ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,100円。ただし、2号給7,078円、3号給7,375円、4号給7,690円、5号給8,001円
2 級	9,000円。ただし、2号給7,767円、3号給8,091円、4号給8,505円、5号給8,941円
3 級	9,900円。ただし、2号給8,950円、3号給9,315円、4号給9,679円
4 級	10,700円。ただし、1号給10,408円
5 級	11,300円
6 級	12,000円
7 級	12,300円
8 級	12,900円
9 級	13,400円
10 級	14,200円

ハ 教育職給料表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	9,300円。ただし、2号給6,651円、3号給6,939円、4号給7,258円、5号給7,614円、6号給8,023円、7号給8,464円、8号給8,761円、9号給9,063円
2 級	11,700円。ただし、2号給8,617円、3号給8,923円、4号給9,243円、5号給9,576円、6号給9,922円、7号給10,408円、8号給10,917円、9号給11,448円
3 級	12,800円(給与条例別表第三イの備考(二)に定める職員にあつては、13,000円)
4 級	14,300円

ニ 教育職給料表(二)

職務の級	調	整	基	本	額
1 級	8,400円。	ただし、2号給6,651円、5号給7,258円、	6,651円、	3号給6,939円、	4号給7,258円、
2 級	11,600円。	ただし、2号給7,353円、	7,353円、	3号給7,726円、	4号給8,136円、
		5号給8,617円、	8,617円、	6号給8,923円、	7号給9,243円、
		8号給9,576円、	9,576円、	9号給9,922円、	10号給10,408円、
		11号給10,917円、	10,917円、	12号給11,448円	
3 級	12,300円	(給与条例別表第三口の備考(二)に定める職員にあつては、12,600円)			
		ただし、1号給12,163円(同表口の備考(二)に定める職員にあつては、12,523円)			
4 級	13,900円				

ホ 研究職給料表

職務の級	調	整	基	本	額
1 級	8,000円。	ただし、2号給6,075円、	6,075円、	3号給6,273円、	4号給6,502円、
		5号給6,781円、	6,781円、	6号給7,128円、	7号給7,506円、
		8号給7,902円			
2 級	9,700円。	ただし、2号給8,284円、	8,284円、	3号給8,730円、	4号給9,121円、
		5号給9,522円			
3 級	11,600円。	ただし、1号給11,497円			
4 級	12,500円				
5 級	15,900円。	ただし、1号給15,417円			

ハ 医療職給料表(一)

職務の級	調	整	基	本	額
1 級	11,100円。	ただし、2号給10,629円、	10,629円、	3号給11,070円	
2 級	13,900円。	ただし、1号給13,329円			
3 級	15,600円				
4 級	16,900円				

ト 医療職給料表(二)

職務の級	調	整	基	本	額
1 級	6,100円				
2 級	8,000円。	ただし、2号給7,956円			
3 級	9,600円。	ただし、1号給9,256円、	2号給9,567円		
4 級	10,300円				
5 級	11,300円				
6 級	12,100円				
7 級	13,200円				

チ 医療職給料表(三)

職務の級	調	整	基	本	額
1 級	8,100円。	ただし、2号給6,867円、	6,867円、	3号給7,119円、	4号給7,384円、
		5号給7,659円、	7,659円、	6号給8,023円	
2 級	10,000円。	ただし、2号給8,073円、	8,073円、	3号給8,455円、	4号給8,865円、
		5号給9,121円、	9,121円、	6号給9,382円、	7号給9,648円、
		8号給9,936円			
3 級	10,300円。	ただし、1号給9,949円、	2号給10,255円		
4 級	10,700円				
5 級	11,100円				
6 級	12,500円				
7 級	13,600円				

(職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第一条 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成七年十二月鳥取県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「号給の給料月額(以下)を「号給(平成八年一月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数の号給を除く。以下この項において同じ。)

の給料月額（以下この項において）に改め、「（現に受ける給料月額が現に受ける職務の級及び号給）」の下に「（現に受ける号給が附則別表の号給欄に掲げる号給である場合にあっては、現に受ける号給の号数に当該号給欄に掲げる号給に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号給）」を加える。

附則第三項を次のように改める。

3 現に受ける職務の級の号給が平成八年一月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数の号給である職員及び現に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員の給料の調整額に関する経過措置は、人事委員会が定める。

附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表

給料表	職務の級	号	給	調整数
教育職給料表(一)	2 級	9号給から11号給までの号給		1
		12号給から14号給までの号給		2
		15号給以上の号給		3
教育職給料表(二)	3 級	3号給以上の号給		1
		12号給から14号給までの号給		1
		15号給から17号給までの号給		2
研究職給料表	2 級	18号給以上の号給		3
		3号給から5号給までの号給		1
		6号給以上の号給		2
研究職給料表	3 級	9号給から11号給までの号給		1
		12号給以上の号給		2
		4号給から6号給までの号給		1
研究職給料表	4 級	7号給以上の号給		2
		4号給以上の号給		1

医療職給料表(一)		1 級	2 級	3 級
		6号給から8号給までの号給		
		9号給から11号給までの号給		
		12号給以上の号給		
	1		4号給から6号給までの号給	
	2		7号給以上の号給	
	3		3号給以下の号給	
	1		4号給以上の号給	
	2			

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）及び第二条の規定による改正後の職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（以下「改正後の一部改正規則」という。）の規定は、平成八年四月一日から適用する。
- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成八年十二月鳥取県条例第二十二号。以下「改正条例」という。）附則第四項又は第八項の規定の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員に対する改正後の規則第二条第二項の規定の平成八年四月一日以後における適用については、当該各号に定める額をもって同項に規定する調整基本額とする。
 - 改正条例附則第四項の規定により附則別表第一の暫定給料月額欄に掲げる額の給料月額を受ける職員 当該給料月額に対応する同表の調整基本額欄に定める額
 - 改正条例附則第八項の規定により附則別表第二の給料月額欄に掲げる額の給料月額を受ける職員 当該給料月額に対応する同表の調整基本額欄に定める額
 - 改正条例附則表のイからニまでの表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に対する改正後の一部改正規則附則第二項の規定の平成八年四月一日以後における

る適用については、同項中「号給(平成八年一月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数の号給を除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「職員員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成八年十二月鳥取県条例第二十二号) 附則別表のイからニまでの表の暫定給料月額欄に定める額(以下「暫定給料月額」という。)」と、「号給(現に受ける号給が附則別表の号給欄に掲げる号給である場合にあっては、現に受ける号給の号数に当該号給欄に掲げる号給に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号給)」とあるのは「暫定給料月額に対応する同表の旧号給欄に定める号給」とする。

5 平成八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正条例第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、第二条の規定による改正前の職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(以下「改正前の一部改正規則」という。) 附則第二項の適用を受けた職員で、当該給料表の適用又は異動の日における改正条例第一条の規定による改正後の給与条例の規定(改正条例附則第八項の規定を含む。)による給料月額及び当該給料月額を基礎とした改正後の規則第二条第二項又は改正後の一部改正規則附則第二項の規定による給料の調整額の合計額(以下「改正後の給料の月額」という。)が同日において受けていた改正条例第一条の規定による改正前の給与条例の規定による給料月額及び当該給料月額を基礎とした改正前の一部改正規則附則第二項の規定による給料の調整額の合計額(以下「改正前の給料の月額」という。)に達しないものの給料の調整額は、改正後の規則第二条第二項及び改正後の一部改正規則附則第二項の規定にかかわらず、改正後の給料の月額が同日における改正前の給料の月額に達するまでの間、これらの規定による給料の調整額に改正前の給料の月額と改正後の給料の月額との差額を加えた額とする。

(雑則)

6 前三項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が

定める。

附則別表第一

給料表	職務の級	暫定給料月額	調整基本額
教育職給料表(一)	2 級	228,800円	10,296円
		237,200円	10,674円
		245,800円	11,061円
教育職給料表(二)	2 級	228,800円	10,296円
		237,200円	10,674円
		245,800円	11,061円
医療職給料表(一)	2 級	308,300円	13,873円
		334,900円	15,070円
		361,500円	16,267円
医療職給料表(二)	3 級	266,800円	12,006円
		283,400円	12,393円
		300,000円	12,780円

(給与条例別表第三口の備考(二)に定める職員にあっては、12,366円)

附則別表第二

給料表	職務の級	給料月額	調整基本額
教育職給料表(一)	2 級	233,800円	10,521円
教育職給料表(二)	2 級	233,800円	10,521円
	3 級	273,000円	12,285円

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。
別表の表を次のように改める。

職員の区分	1 項 職 員					2 項 職 員
	1 種 円	2 種 円	3 種 円	4 種 円	5 種 円	
1 年 未 満	307,500	269,500	218,200	162,000	102,200	51,100
1 年 以 上 2 年 未 満	307,500	269,500	218,200	162,000	102,200	51,100
2 年 以 上 3 年 未 満	307,500	269,500	218,200	162,000	102,200	51,100
3 年 以 上 4 年 未 満	307,500	269,500	218,200	162,000	102,200	51,100
4 年 以 上 5 年 未 満	307,500	269,500	218,200	162,000	102,200	51,100
5 年 以 上 6 年 未 満	307,500	269,500	218,200	162,000	102,200	51,100
6 年 以 上 7 年 未 満	307,500	269,500	218,200	162,000	102,200	49,300
7 年 以 上 8 年 未 満	307,500	269,500	218,200	162,000	102,200	47,500
8 年 以 上 9 年 未 満	307,500	269,500	218,200	162,000	102,200	45,700
9 年 以 上 10 年 未 満	307,500	269,500	218,200	162,000	102,200	43,900
10 年 以 上 11 年 未 満	307,500	269,500	218,200	162,000	102,200	42,100
11 年 以 上 12 年 未 満	307,500	269,500	218,200	162,000	102,200	40,300
12 年 以 上 13 年 未 満	307,500	269,500	218,200	162,000	102,200	38,500
13 年 以 上 14 年 未 満	307,500	269,500	218,200	162,000	102,200	36,700
14 年 以 上 15 年 未 満	307,500	269,500	218,200	162,000	102,200	35,300
15 年 以 上 16 年 未 満	307,500	269,500	218,200	162,000	102,200	33,900
16 年 以 上 17 年 未 満	303,100	265,500	214,900	159,400	100,600	32,500

17 年 以 上 18 年 未 満	298,700	261,500	211,600	156,800	99,000	31,100
18 年 以 上 19 年 未 満	294,300	257,500	208,300	154,200	97,400	29,700
19 年 以 上 20 年 未 満	289,900	253,500	205,000	151,600	95,800	28,300
20 年 以 上 21 年 未 満	285,500	249,500	201,700	149,000	94,200	26,900
21 年 以 上 22 年 未 満	273,500	239,500	194,300	143,300	90,700	26,200
22 年 以 上 23 年 未 満	261,400	229,500	186,800	137,600	87,000	25,500
23 年 以 上 24 年 未 満	249,500	219,500	179,500	131,900	83,500	24,600
24 年 以 上 25 年 未 満	237,500	209,500	172,000	126,400	79,800	23,900
25 年 以 上 26 年 未 満	225,500	199,500	164,600	120,700	76,300	23,200
26 年 以 上 27 年 未 満	210,400	185,900	153,500	112,700	71,400	22,500
27 年 以 上 28 年 未 満	195,500	172,300	142,600	104,700	66,700	21,800
28 年 以 上 29 年 未 満	180,500	158,700	131,500	96,700	62,000	21,100
29 年 以 上 30 年 未 満	165,400	145,100	120,500	88,700	57,100	20,700
30 年 以 上 31 年 未 満	148,000	130,100	108,600	79,900	52,200	20,200
31 年 以 上 32 年 未 満	130,600	115,100	96,800	71,300	47,100	19,500
32 年 以 上 33 年 未 満	113,300	100,100	85,000	62,500	42,200	18,700
33 年 以 上 34 年 未 満	83,000	75,400	65,600	49,500	34,000	17,800
34 年 以 上 35 年 未 満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当の支給に関する規則の規定は、平成八年四月一日から適用する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十一号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十一号)

の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「四万円」を「四万五千元」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当の支給に関する規則の規定は、平成八年四月一日から適用する。

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十二号

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（昭和五十五年十二月鳥取県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

附則別表第二を次のように改める。

附則別表第二

給 料 表	職務の級	号	給	調整数
行 政 職 給 料 表	1 級	すべての号給		+1
	4 級	すべての号給		+1
	6 級	すべての号給		+1
	8 級	すべての号給		+1
	1 級	すべての号給		+1

公 安 職 給 料 表

4 級	すべての号給	+1
6 級	すべての号給	+1
8 級	すべての号給	+1
9 級	すべての号給	+2
1 級	すべての号給	+1

教 育 職 給 料 表 (一)

2 級	8号給以下の号給	+1
	9号給から11号給までの号給	+2
	12号給から14号給までの号給	+3
	15号給以上の号給	+4
3 級	2号給以下の号給	+1
	3号給以上の号給	+2
1 級	すべての号給	+1

教 育 職 給 料 表 (二)

2 級	12号給から14号給までの号給	+1
	15号給から17号給までの号給	+2
	18号給以上の号給	+3
3 級	2号給以下の号給	+1
	3号給から5号給までの号給	+2
	6号給以上の号給	+3
1 級	3号給以下の号給	+1
	4号給以上の号給	-3
2 級	9号給から11号給までの号給	+1
	12号給以上の号給	+2
3 級	3号給以下の号給	+3
	4号給から6号給までの号給	+4
	7号給以上の号給	+5
5 級	すべての号給	+3

研 究 職 給 料 表

2 級	12号給以上の号給	+2
3 級	3号給以下の号給	+3
	4号給から6号給までの号給	+4
	7号給以上の号給	+5
5 級	すべての号給	+3

医療職給料表(一)	1 級	5号給以下の号給 6号給から8号給までの号給 9号給から11号給までの号給 12号給以上の号給	11 12 13 14
	2 級	3号給以下の号給 4号給から6号給までの号給 7号給以上の号給	11 12 13
	3 級	3号給以下の号給 4号給以上の号給	11 12
医療職給料表(二)	1 級	2号給 3号給以上の号給	11 12
医療職給料表(三)	5 級	すべての号給	13

備考 調整数欄の「十」の数は加える数を、「一」の数は減ずる数を示す。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成八年八月三十日から適用する。

(暫定給料月額を受ける職員等に関する経過措置)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成八年十二月鳥取県条例第二十二号。以下「改正条例」という。)附則第十五項に規定する平成八年度基準日(以下「平成八年度基準日」という。)において改正条例附則別表のイからニまでの表の暫定給料月額欄に掲げる給料月額を受ける職員については、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十八号。以下「昭和五十五年改正条例」という。)附則第八項の人事委員会が定める場合は、改正後の規則附則第四項各号に掲げる場合のほか、平成八年度基準日において同欄に掲げる給料月額

を受ける場合とし、当該場合に係る昭和五十五年改正条例附則第八項の人事委員会が定める額は、改正後の規則附則第三項の規定を準用した場合に得られる職務の等級の号給の昭和五十五年八月三十日において適用される額とする。この場合において、同項第一号中「号給が附則別表第二」とあるのは「旧号給(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成八年十二月鳥取県条例第二十二号。以下「平成八年改正条例」という。))附則別表のイからニまでの表の暫定給料月額欄に掲げる給料月額に対応する同表の旧号給欄に定める号給をいう。以下同じ。)が寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(平成八年十二月鳥取県人事委員会規則第二十二号)による改正前の寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則附則別表第二(以下「旧附則別表第二」という。))と、「職務の級の号給」とあるのは「職務の級の旧号給」と、同項第二号中「職務の級の号給」とあるのは「職務の級の旧号給」と、「附則別表第二」とあるのは「旧附則別表第二」と、同項第三号中「号給の額」とあるのは「旧号給の平成八年改正条例第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の給料表による額」と、「一級下位の職務の級の号給」とあるのは「同表による一級下位の職務の級の号給」と、「附則別表第二」とあるのは「旧附則別表第二」と読み替えるものとする。

3 平成八年四月一日から同年八月三十日までの間において、改正条例第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員並びに同月三十一日から改正条例の施行の日の前日までの間において同条の規定による改正前の給与条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員の平成八年度基準日における昭和五十五年改正条例附則第八項の人事委員会が定める職務の等級の号給(以下「指定号給」という。))について、同条の規定による改正後の給与条例の規定による職務の級の号給を基礎とした改正後の規則附則第三項の規定により得られる指定号給が同条の規定による改正前の給与条例の規定による職務の級の号給を基礎としたこ

の規則による改正前の寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則附則第三項の規定により得られる指定号給(以下「改正前の指定号給」という。)に達しないこととなる場合は、改正後の規則附則第三項の規定にかかわらず、改正前の指定号給をもってこれらの職員の指定号給とする。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十三号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則(昭和四十四年二月鳥取県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「一万六千円」を「一万七千円」に、「九千六百元」を「一万二千円」に改め、同項第二号中「六千四百円」を「六千六百元」に改め、同項第三号中「三千四百円」を「三千六百元」に改める。

附 則

この規則は、平成九年一月一日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十四号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 教育職給料表(二)の適用を受ける者(第四条関係)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	5,000	5,400	9,400	15,000
2	5,200	5,700	9,800	15,400
3	5,400	6,000	10,700	15,800
4	5,600	6,300	11,100	16,300
5	5,900	6,600	11,500	16,700
6	6,200	7,000	12,400	17,100
7	6,500	7,300	12,800	17,500
8	6,800	7,600	13,200	17,900
9	7,100	7,900	13,600	18,300
10	7,400	8,300	14,000	18,700
11	7,700	8,600	14,400	19,000
12	8,000	8,900	14,800	19,400
13	8,300	9,200	15,100	19,600
14	8,600	9,500	15,500	19,900
15	8,900	9,800	15,900	20,200
16	9,200	10,100	16,300	
17	9,500	10,400	16,700	
18	9,800	10,700	17,100	
19	10,100	11,000	17,400	
20	10,400	11,300	17,700	
21	10,700	11,600	18,000	
22	11,000	11,900	18,300	
23	11,300	12,200	18,500	
24	11,600	12,500	18,700	
25	11,900	12,800	18,900	

26	11,200	15,000	19,100	
27	11,400	15,400		
28	11,500	15,700		
29	11,600	16,000		
30	11,700	16,300		
31	11,900	16,500		
32	12,000	16,800		
33	12,100	17,000		
34		17,200		
35		17,400		
36		17,600		

別表第二 教育職給料表(一)の適用を受ける者(第四条関係)

職務の級 号給	1 級 円	2 級 円	3 級 円	4 級 円
1	-	-	11,100	15,000
2	5,000	6,300	11,500	15,400
3	5,200	6,600	12,400	15,800
4	5,400	7,000	12,800	16,300
5	5,600	7,300	13,200	16,700
6	5,900	7,600	13,600	17,100
7	6,200	7,900	14,000	17,500
8	6,500	8,300	14,400	17,900
9	6,800	8,900	14,800	18,300
10	7,100	9,300	15,100	18,700
11	7,400	9,700	15,500	19,000
12	7,700	10,500	15,900	19,400
13	8,000	10,900	16,300	19,600
14	8,300	11,300	16,700	19,900
15	8,600	12,100	17,100	20,200
16	8,800	12,500	17,400	
17	9,100	12,900	17,700	
18	9,400	13,300	18,000	
19	9,700	13,700	18,300	
20	9,900	14,000	18,500	
21	10,200	14,400	18,700	

22	10,400	14,700	18,900	
23	10,600	15,000		
24	10,800	15,400	19,100	
25	11,000	15,700		
26	11,200	16,000		
27	11,400	16,300		
28	11,500	16,500		
29	11,600	16,800		
30	11,700	17,000		
31	11,900	17,200		
32	12,000	17,400		
33	12,100	17,600		
34	12,300			
35	12,400			
36	12,500			
37	12,600			
38	12,800			
39	12,900			
40	13,000			

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成八年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成八年十二月鳥取県条例第二十二号。以下「改正条例」という。)附則別表のイ又はロの表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に対する改正後の規則第四条の規定の平成八年四月一日から同年十二月三十一日までの間における適用については、同条第一号中「号給(職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員にあつては、その者の属する職務の級の最高の号給。以下同じ。)」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成八年十二月鳥取県条例第二十二号。以下「改正条例」という。)附則

別表の口の表の暫定給料月額欄に掲げる給料月額に対応する同表の旧号給欄に定める号給(第六号において「旧号給」という。)と、「別表第一」とあるのは「義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則(平成八年十二月鳥取県人事委員会規則第二十四号)による改正前の義務教育等教員特別手当に関する規則(以下「改正前の規則」という。)別表第一」と、同条第二号中「号給」とあるのは「改正条例附則別表のイの表の暫定給料月額欄に掲げる給料月額に対応する同表の旧号給欄に定める号給(次号から第五号までにおいて「旧号給」という。)と、「別表第二」とあるのは「改正前の規則別表第二」と、同条第三号から第五号までの規定中「号給」とあるのは「旧号給」と、「別表第二」とあるのは「改正前の規則別表第二」と、同条第六号中「号給」とあるのは「旧号給」と、「別表第一」とあるのは「改正前の規則別表第一」とする。

3 平成八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正条例第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、当該適用又は異動の日における同条の規定による改正後の給与条例の規定によるその者の属する職務の級及びその受ける号給を基礎とした改正後の規則第四条の規定による義務教育等教員特別手当の月額(以下「改正後の手当額」という。)が同日において改正条例第一条の規定による改正前の給与条例及び改正前の義務教育等教員特別手当に関する規則の規定により受けていた義務教育等教員特別手当の月額(以下「改正前の手当額」という。)に達しない職員の義務教育等教員特別手当の月額は、改正後の規則第四条の規定にかかわらず、改正後の手当額が同日における改正前の手当額に達するまでの間、同日における改正前の手当額とする。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十五号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第三号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年十二月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第二十六号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条の表第三号の次に次の一号を加える。

<p>三の二 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて人事委員会が定めるものにおける活動</p> <p>ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	<p>一の年において五日の範囲内の期間</p>
--	-------------------------

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第二条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条の表第三号の次に次の一号を加える。

<p>三の二 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>一の年において五日の範囲内の期間</p>
---	-------------------------

<p>イ 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて人事委員会が定めるものにおける活動</p> <p>ハ イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	<p>一の年において五日の範囲内の期間</p>
--	-------------------------

附則

この規則は、平成九年一月一日から施行する。